

# 厚生労働大臣の定める掲示事項

(平成29年5月1日現在)

- I 入院基本料について  
当院は、(日勤、夜勤あわせて)入院患者7人に対し1人以上の看護職員を配置しております。  
また入院患者50人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。
- II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策について  
当院は、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策の基準を満たしております。
- III DPC対象病院について  
当院は、入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせるDPC対象病院となっております。詳しくは、入院窓口でお尋ね下さい。  
医療機関別係数1.2935(基礎係数1.0296、暫定調整計数0.0259、機能評価係数Ⅰ0.1619、機能評価係数Ⅱ0.0761)
- IV 明細書発行体制について  
医療費の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。  
明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。
- V 当院では下記の届出を行っております。  
1) 入院時食事療養(1)を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。  
当院は、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時(夕食については午後6時以降)適温にて提供しております。またあらかじめ定められた日に、患者さんに対して提示する複数のメニューからお好みの食事を選択できる「選択メニュー」を実施しております。  
食事負担額 : 一般 360円、低所得Ⅰ 100円、低所得Ⅱ 210円
- 2) 基本診療料の施設基準等に係る届出  
◆一般病棟入院基本料(7:Ⅰ入院基本料)◆超急性期脳卒中加算◆診療録管理体制加算2  
◆医師事務作業補助体制加算2 50対1◆急性期看護補助体制加算(50対1)◆療養環境加算  
◆重症者など療養環境特別加算1(個室)◆医療安全対策加算2◆感染防止対策加算2◆感染防止対策地域連携加算  
◆データ提出加算(200床以上)◆退院支援加算2◆回復期リハビリテーション病棟入院料2
- 3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出  
◆がん性疼痛緩和指導管理料◆がん患者指導管理料1◆糖尿病透析予防指導管理料◆院内トリアージ実施料  
◆ニコチン依存症管理料◆薬剤管理指導料◆医療機器安全管理料1◆検体検査管理加算(Ⅰ)◆検体検査管理加算(Ⅱ)  
◆コンタクトレンズ検査料1◆小児食物アレルギー負荷検査◆CT撮影及びMRI撮影◆抗悪性腫瘍剤処方管理加算  
◆外来化学療法加算1◆無菌製剤処理料◆脳疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)◆運動器リハビリテーション料(Ⅰ)  
◆呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)◆透析液水質確保加算2◆脊髄茂樹装置植込術及び脊髄刺激装置交換術  
◆乳がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)◆ペースメーカー移植術及びペースメーカー3  
◆大動脈バルーンパンピング法(IABP)◆医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術  
◆輸血管理料Ⅱ◆麻酔管理料(Ⅰ)
- 4) 200床以上の病院の未紹介患者の初診(1, 080円)
- 5) 入院期間が180日を超える場合の費用(2, 390円)
- 6) その他  
酸素の購入価格に関する届出
- VI 保険外負担に関する事項  
当院では、個室使用料につきまして、その利用日数に応じた実費のご負担をお願いしております。